

○杏林大学総合政策学部履修規程

制定	平成13年	11月	19日		
改正	平成18年	3月	13日	平成20年	3月10日
	平成20年	9月	8日	平成21年	11月16日
	平成23年	2月	21日	平成24年	2月20日
	平成25年	2月	18日	平成26年	2月17日
	平成28年	2月	15日	平成30年	3月19日
	平成31年	2月	18日		

（意義）

第1条 総合政策学部総合政策学科及び企業経営学科の履修については、杏林大学学則（以下「学則」という。）によるもののほか、学則を補完するものとして本規程による。

（科目の履修）

第2条 ベーシック科目、地域と大学、専門科目、専門演習科目、プレゼминаール、一般教養科目、外国語科目、キャリア関連科目、グローバルキャリア・プログラム及び教職課程教科に関する科目の履修は、学則別表3-4及び本規程別表3による。

- 2 ベーシック科目の履修は1学期からとし、10単位を取得しなければならない。これを超えて取得した単位は、第4項第1号の単位に含めることができる。
- 3 地域と大学の履修は1学期からとする。履修の詳細は別に定める。
- 4 専門科目の履修は3学期からとし、以下の各号の定めによるものとする。
 - (1) コア科目16単位を含め、所属コース専門科目20単位を取得しなければならない。
 - (2) 前号を超えて取得した専門科目、他コース専門科目及び他学科専門科目（以下、「自・他コース科目」という。）のうちから、36単位以上を取得しなければならない。
- 5 演習及び卒業研究の履修は3学期からとし、取得単位は自・他コース科目の単位に含めることができる。その他、演習及び卒業研究の履修については別に定める。
- 6 学際演習の履修は3学期からとし、4単位を取得しなければならない。これを超えて取得した単位は、自・他コース科目の単位に含めることができる。
- 7 特別演習及びプロジェクト演習の取得単位は4単位を限度に自・他コース科目の単位に含めることができる。その他、特別演習及びプロジェクト演習の履修については別に定める。
- 8 プレゼминаールの履修は1学期からとする。履修の詳細は別に定める。
- 9 一般教養科目の履修は1学期からとし、10単位を取得しなければならない。これを超えて取得した単位は、4単位を限度に自・他コース科目の単位に含めることができる。
- 10 外国語科目の選択外国語4単位を超えて取得した単位は、4単位を限度に自・

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

他コース科目の単位に含めることができる。その他、外国語科目の履修については別に定める。

- 1 1 キャリア関連科目の選択科目の取得単位は、4単位を限度に自・他コース科目の単位に含めることができる。その他、キャリア関連科目の履修については別に定める。
- 1 2 グローバルキャリア・プログラムの履修については別に定める。
- 1 3 各学期に履修できる単位の上限は24単位とする。ただし、成績状況により緩和あるいは厳格化する場合がある。
- 1 4 大学間単位互換制度による科目の履修については別に定める。
- 1 5 他学部設置科目の履修により取得した単位は、20単位を限度として学則第39条第3項の所定の単位として認める。なお、他学部設置科目の履修の詳細については別に定める。
- 1 6 編入学生の科目の履修については別に定める。
(履修申告手続き)

第3条 履修申告は、指定した期日までに行わなければならない。履修申告の方法等については別に定める。

- 2 申告された科目の変更は認められない。ただし、別に定める履修の中止はこの限りではない。
(試験)

第4条 学則に定める授業科目の単位の認定は、試験による。ただし認定単位についてはこの限りではない。

- 2 前項の試験とは、平常点、平常試験、定期試験、追試験及び再試験をいう。
- 3 定期試験は、学期末の指定期間に行う。ただし、科目の履修期間が学期に一致しない場合には、その期間中に行うことができる。
- 4 追試験は、やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった者に対して、教授会の承認を経て行う。その実施については別に定める。
- 5 再試験は、不合格の科目に対して、教授会の承認を経て行う。その実施については別に定める。
(学業成績)

第5条 履修科目の総合判定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語で示される。

- 2 前項の各評語は、総合判定を100点とした場合、Sが90点以上、Aが80点以上90点未満、Bが70点以上80点未満、Cが60点以上70点未満、Dが60点未満を意味し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。
- 3 出席不良等により判定不能な場合の評語はEとする。
- 4 認定単位の科目の評語はNとする。
- 5 履修を中止した科目の評語はWとする。
(GPA)

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

第5条の2 前条の成績の評価（履修中止科目、自由科目及び単位認定科目は除く）に対して次項によるグレード・ポイント（以下、「G P」という。）を設定し、下記の計算式によりG Pの平均（以下、「G P A」という。）を算出する。 $G P A = \{(\text{各学期の評価を受けた科目のG P}) \times (\text{当該科目の単位数})\}$ の累計 / (各学期配当の履修登録の単位数の合計)の累計

2 成績の評価に対するG Pは、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、D及びEが0点とする。

3 G P Aの運用等の詳細は別に定める。
（不正行為）

第6条 試験中に不正行為を行った者の処分については別に定める。
（卒業判定）

第7条 卒業の認定は、第8学期において、教授会の審議に基づき学長が行う。
（履修指導）

第8条 各学期における単位修得状況またはG P Aが著しく不良である学生については、履修指導の対象とする。
（教授会審議）

第9条 本規程に規定されない事項についての判断は、教授会の審議による。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

2 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表3-2及び本規程別表1の他、プレゼミナールの履修に関する従前の例によるものとし、第2条第1項の規定を適用しない。

3 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第2項、第4項、第7項及び第8項の規定は適用しない。

4 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第3項の「演習Ⅰ、演習Ⅱ」を、「基礎演習、演習」と読み替える。

5 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第6項の「所属学科他コースの専門基本科目又は専門発展科目」を、「他コースの基本科目」と読み替える。

6 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第9項の「演習Ⅰ、演習Ⅱ」を、「プレゼミナール、基礎演習、演習」と読み替える。

7 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

した者の専門基本科目及び専門発展科目の履修については、第2条第11項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし平成18年4月以降に新たに開講される科目（特別自由科目）については別に定める。

8 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の再試験については、第4条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の進級判定については、第6条第2項および第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表3-1及び本規程別表1の他、プレゼミナールの履修に関する従前の例によるものとし、第2条第1項の規定を適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

2 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表3-1及び本規程別表1の他、プレゼミナールの履修に関する従前の例によるものとし、第2条第1項の規定を適用しない。

3 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第2項、第5項、第11項乃至第13項の規定は適用しない。

4 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第3項の「演習」を、「基礎演習、演習」と読み替える。

5 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第10項の「所属学科他コースの専門基本科目又は専門発展科目」を、「他コースの基本科目」と読み替える。

6 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第14項の「演習」を、「プレゼミナール、基礎演習、演習」と読み替える。

7 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の専門基本科目及び専門発展科目の履修については、第2条第16項及び第

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

- 17項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし平成18年4月以降に新たに開講される科目（特別自由科目）については別に定める。
- 8 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の再試験については、第4条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の進級判定については、第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 10 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第1項の「学則別表3-3及び本規程別表3」を、「学則別表3-2及び本規程別表2」と読み替える。
- 11 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第4項及び第9項の規定は適用しない。
- 12 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第6項及び第8項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 13 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第3項の「演習」を、「演習Ⅰ、演習Ⅱ」と読み替える。
- 14 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第5項の「社会のしくみ」を、「演習及び学際演習」と読み替える。
- 15 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第12項の「8単位」を、「6単位」と読み替える。
- 16 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者の各学期に履修できる単位の上限については、第2条第14項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 17 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者の専門科目の履修については、第2条第13項、第15項乃至第17項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし平成22年4月以降に新たに開講される科目（特別自由科目）については別に定める。
- 18 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者の再試験については、第

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

4条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 19 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者の進級判定については、第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第2条第13項第1号の規定は、平成22年4月1日以降の入学生及び平成24年4月1日以降の編入学生に適用する。
- 3 この規程による改正後の第2条第13項第2号の規定は、平成14年4月1日以降の入学生及び平成16年4月1日以降の編入学生に適用する。
- 4 この規程による改正後の第2条第13項第3号の規定は、平成22年4月1日以降の入学生及び平成24年4月1日以降の編入学生に適用し、平成21年10月1日以前の入学生及び平成23年10月1日以前の編入学生については、なお従前の例による。
- 5 第2条第19項の規定は、平成14年4月1日以降の入学生及び平成16年4月1日以降の編入学生に適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の科目の履修については、第2条第17項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成21年10月1日以前に入学した者及び平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第11項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成24年10月1日以前に入学した者及び平成26年10月1日以前に編入学した者については、第2条第14項並びに第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成21年10月1日以前に入学した者及び平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第15項及び第16項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成24年10月1日以前に入学した者及び平成26年10月1日以前に編入学した者については、第3条第2項ただし書き及び第5条の2の規定は適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項の「学則別表3-3及び本規程別表3」は、平成21年10月1日以前に入学した者及び平成23年10月1日以前に編入学した者については「学則

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

別表3-1及び本規程別表1」と読み替え、平成25年9月15日以前に入学した者及び平成27年9月15日以前に編入学した者については「学則別表3-2及び本規程別表2」と読み替える。

附 則

- 1 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、平成21年10月1日以前に入学した者及び平成23年10月1日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表3-1及び本規程別表1、平成22年4月1日以降平成25年9月15日以前に入学した者及び平成24年4月1日以降平成27年9月15日以前に編入学した者の科目の履修については学則別表3-2及び本規程別表2、平成26年4月1日以降平成27年9月15日以前の入学した者及び平成28年4月1日以降平成29年9月15日以前の編入学した者の科目の履修については学則別表3-3及び本規程別表3によるものとする。
- 3 平成27年9月15日以前に入学した者及び平成29年9月15日以前に編入学した者には、第2条第2号乃至第12号の規定は適用せず、従前の例によるものとする。
- 4 平成27年9月15日以前に入学した者及び平成29年9月15日以前に編入学した者には、第7条乃至第9条の規定は適用せず、従前の例によるものとする。
- 5 平成27年9月15日以前に入学した者及び平成29年9月15日以前に編入学した者への平成28年4月以降に新たに開講される科目（特別自由科目）については別に定める。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

別表1 平成22年4月1日以降の入学者に適用

科 目	卒業に必要な単位
基礎教養科目 社会のしくみⅠ……………2単位 社会のしくみⅡ……………2単位 近現代史……………2単位 読解力演習……………2単位 文章力演習……………2単位 計算力演習……………2単位 国語力演習……………2単位	社会のしくみⅠ・Ⅱの それぞれ2単位含め1 2単位以上
専門関連科目1類 社会科学分野 人文科学分野 自然科学分野	16単位以上
専門関連科目2類（外国語科目） 必修（英または日）……………4単位 選択（発展英・仏・独・中・西・韓） 最大8単位まで専門発展科目に繰り入れるこ とが出来る	4単位以上
専門関連科目3類 必修（プレゼミナール）……………4単位 選択（基礎演習・特別演習）	4単位以上
専門関連科目4類（体育科目）	—
専門共通科目……………32単位以上	32単位以上
専門基本科目……………16単位以上 専門発展科目……………34単位以上	50単位以上
	合計124単位以上

卒業には、総単位数として124単位以上が必要である。なお、各科目ごとの卒業条件単位数の総和（12+16+4+4+32+50）は、118単位であり、不足の6単位については、基礎教養科目、専門関連科目、専門共通科目、専門基本科目、専門発展科目のいずれによって充足しても構わない。

専門関連科目3類に設置される基礎演習は、専門共通科目、専門基本科目又は専門発展科目に充当することができる。

専門関連科目3類に設置される特別演習は、専門関連科目1類、専門共通科目、専門基本科目又は専門発展科目に充当することができる。

専門発展科目に設置される学際演習は、専門共通科目又は専門基本科目に充当することができる。

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

別表2 平成26年4月1日以降の入学者に適用

科	目	卒業に必要な単位
基礎教養科目	社会のしくみⅠ……………2単位 社会のしくみⅡ……………2単位 地域と大学……………2単位 近現代史……………2単位 読解力演習……………2単位 文章力演習……………2単位 計算力演習……………2単位 国語力演習……………2単位	社会のしくみⅠ・Ⅱ、 地域と大学のそれぞ れ2単位含め14単 位以上
専門関連科目1類	社会科学分野 人文科学分野 自然科学分野	16単位以上
専門関連科目2類（外国語科目）	必修（英または日）……………4単位 選択（発展英・仏・独・中・西・韓） 最大8単位まで専門発展科目に繰り入れ ることができる	4単位以上
専門関連科目3類	必修（プレゼミナール）……………4単位 選択（基礎演習・特別演習）	4単位以上
専門関連科目4類（体育科目）		—
専門共通科目……………	32単位以上	32単位以上
専門基本科目……………	16単位以上	50単位以上
専門発展科目……………	34単位以上	
		合計124単位以上

卒業には、総単位数として124単位以上が必要である。なお、各科目ごとの卒業条件単位数の総和（14+16+4+4+32+50）は、120単位であり、不足の4単位については、基礎教養科目、専門関連科目、専門共通科目、専門基本科目、専門発展科目のいずれによって充足しても構わない。

専門関連科目3類に設置される基礎演習は、専門共通科目、専門基本科目又は専門発展科目に充当することができる。

専門関連科目3類に設置される特別演習は、専門関連科目1類、専門共通科目、専門基本科目又は専門発展科目に充当することができる。

専門発展科目に設置される学際演習は、専門共通科目又は専門基本科目に充当することができる。

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

別表3 平成28年4月1日以降の入学者に適用

科 目	卒業に必要な単位
ベーシック科目……………	10単位以上
地域と大学……………	2単位
専門科目 コア科目 応用科目	所属コースからコア科目16 単位以上含め20単位か つ、所 属学科科目及び他学科科目 (自・他コース科目) から 36単位
専門演習科目 演習 I～IV 卒業研究 I・II 学際演習 I～VIII 特別演習 I～IV プロジェクト演習 I～IV	学際演習4単位。これを超えた 学際演習科目及びその他の演 習科目は自・他コース科目に含 めることができる。
プレゼминаール……………	4単位
一般教養科目	10単位以上。これを超えた科 目は4単位を限度に自・他コー ス科目に含めることができる。
外国語科目 必修外国語……………8単位 選択外国語……………4単位以上	必修外国語を含め12単位以 上。これを超えた科目は4単位 を限度に自・他コース科目に含 めることができる。
キャリア関連科目 基礎教養分野……………必修科目含め12単位以上 ライフデザイン分野……………必修科目含め12単位以上	24単位以上。これを超えた科 目は4単位を限度に自・他コー ス科目に含めることができる。
グローバルキャリア・プログラム	—
	合計124単位以上

卒業には、総単位数として124単位以上が必要である。なお、各科目ごとの卒業条件単位数の総和（10＋2＋20＋36＋4＋4＋10＋12＋24）は、122単位であり、不足の2単位については、ベーシック科目、専門科目、専門演習科目、一般教養科目、外国語科目、キャリア関連科目及びグローバルキャリア・プログラムのいずれによって充足しても構わない。